

学校法人伝香寺学園 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的）

第 1 条 本規程は、学校法人伝香寺学園（以下「法人」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）に対する報酬等の支給基準を定める。

（定義）

第 2 条 1. 役員とは理事及び監事をいう。

2. 役員の報酬等とは、役員としての職務執行の対価として受ける一切の財産上の利益（報酬、賞与、退任慰労金等）をいう。

（基本方針）

第 3 条 法人は、役員等に対し報酬等を支給しない。

（見直し）

第 4 条 本規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で理事会の議決により行う。

（公表）

第 5 条 本規程は、改正私立学校法に基づく情報公開として法人 Web サイトに公表する。

（附則）

本規程は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。